［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
第三十四条第一項第五号、第三十四条の二第一項第四号及び第三十四条の二の二第一項第七号	［略］	［略］
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第百十四条の二　障害厚生年金及び障害手当金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十四条の二まで（同規則第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十一条、第五十一条の二、第五十二条から第五十四条まで並びに第五十四条の二第二項を除く。次項において「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、「戸籍の抄本」とあるのは「戸籍の抄本若しくは謄本」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第三十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条第一項第五号	［同上］	［同上］
第三十四条第二項第一号及び第三号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十四条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条の二第一項第四号	年月日	年月
第三十四条の二第二項第一号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十四条の二の二第一項第七号	年月日	年月
［同上］	［同上］	［同上］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第百十四条の二　障害厚生年金及び障害手当金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで（同規則第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十一条並びに第五十一条の二を除く。次項において「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。